

芦屋市条例第 8 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成 1 2 年芦屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係） 1 総務関係・2 民生関係（略） 3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係（略） (2) 建築基準法関係				別表（第 2 条関係） 1 総務関係・2 民生関係（略） 3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係（略） (2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	建築基準法（昭和 25 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規	建築物確認申請手数料又は建築物計画通知手数料	イ 1 件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が 30m ² 以内のもの・30m ² を超え1	1	建築基準法（昭和 25 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規	建築物確認申請手数料又は建築物計画通知手数料	イ 1 件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が 30m ² 以内のもの・30m ² を超え1

改正後				改正前			
	定する建築物の確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の計画の通知に対する審査		00m²以内のもの（略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>53,000円</u> 200m²を超え300m²以内のもの <u>57,000円</u> <u>300m²</u>を超え1,000m²以内のもの 68,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの ～50,000m²を超えるもの （略） なお、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 （1）～（4） （略） ロ （略）		定する建築物の確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の計画の通知に対する審査		00m²以内のもの（略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>31,000円</u> 200m²を超え500m²以内のもの <u>43,000円</u> <u>500m²</u>を超え1,000m²以内のもの 68,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの ～50,000m²を超えるもの （略） なお、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 （1）～（4） （略） ロ （略）
2・3	（略）			2・3	（略）		
4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく	建築物完了検査申請手数料又は建築物完	イ 1件につき、次に定めるとおりと	4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく	建築物完了検査申請手数料又は建築物完	イ 1件につき、次に定めるとおりと

改正後			改正前		
	完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	了通知手数料		完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	了通知手数料
		する。 床面積の合計が30m²以内のもの・30m²を超え100m²以内のもの（略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>2</u> <u>5,000円</u> 200m²を超え300m²以内のもの <u>3</u> <u>4,000円</u> <u>300m²</u>を超え1,000m²以内のもの 47,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの ～50,000m²を超えるもの（略） なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは			する。 床面積の合計が30m²以内のもの・30m²を超え100m²以内のもの（略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>2</u> <u>2,000円</u> 200m²を超え500m²以内のもの <u>3</u> <u>0,000円</u> <u>500m²</u>を超え1,000m²以内のもの 47,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの ～50,000m²を超えるもの（略） なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは

改正後				改正前			
			大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ (略)				大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ (略)
5	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	(略)		5	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	(略)	
6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項に規定する工作物の完了検査の申請に対する審	(略)		6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項に規定する工作物の完了検査の申請に対する審	(略)	

改正後				改正前			
	査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第20項に規定する工作物の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）				査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第16項に規定する工作物の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）		
7	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築物に関する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30m ² 以内のもの・30m ² を超え100m ² 以内のもの （略） 100m ² を超え200m ² 以内のもの <u>2</u> <u>4,000円</u> 200m ² を超え300m ² 以内のもの <u>3</u> <u>3,000円</u> 300m ² を超え1,000m ² 以内のもの 45,000円 1,000m ² を超え2,	7	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築物に関する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30m ² 以内のもの・30m ² を超え100m ² 以内のもの （略） 100m ² を超え200m ² 以内のもの <u>2</u> <u>1,000円</u> 200m ² を超え500m ² 以内のもの <u>2</u> <u>9,000円</u> 500m ² を超え1,000m ² 以内のもの 45,000円 1,000m ² を超え2,

改正後				改正前			
			000m²以内のもの ～50,000m²を超 えるもの（略） なお、床面積の合計 は、建築物を建築し た場合（移転した場 合を除く。）にあっ ては当該建築に係る 部分の床面積につい て算定し、建築物を 移転し、又はその大 規模の修繕若しくは 大規模の模様替をし た場合にあつては当 該移転、修繕又は模 様替に係る部分の床 面積の2分の1につ いて算定する。 ロ（略）				000m²以内のもの ～50,000m²を超 えるもの（略） なお、床面積の合計 は、建築物を建築し た場合（移転した場 合を除く。）にあっ ては当該建築に係る 部分の床面積につい て算定し、建築物を 移転し、又はその大 規模の修繕若しくは 大規模の模様替をし た場合にあつては当 該移転、修繕又は模 様替に係る部分の床 面積の2分の1につ いて算定する。 ロ（略）
8	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法	(略)		8	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法	(略)	

改正後				改正前			
	第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査				第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査		
9	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査又は同法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査	建築物中間検査申請手数料又は建築物特定工程終了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30m ² 以内のもの の・30m ² を超え100m ² 以内のもの (略) 100m ² を超え200m ² 以内のもの <u>20,000円</u> 200m ² を超え300m ² 以内のもの <u>27,000円</u> <u>300m²</u> を超え1,000m ² 以内のもの 40,000円 1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの ～50,000m ² を超えるもの (略)	9	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査又は同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査	建築物中間検査申請手数料又は建築物特定工程終了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30m ² 以内のもの の・30m ² を超え100m ² 以内のもの (略) 100m ² を超え200m ² 以内のもの <u>19,000円</u> 200m ² を超え500m ² 以内のもの <u>25,000円</u> <u>500m²</u> を超え1,000m ² 以内のもの 40,000円 1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの ～50,000m ² を超えるもの (略)

改正後				改正前			
			ロ (略)				ロ (略)
10	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第28項の特定工程終了の通知に対する審査	(略)		10	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第19項の特定工程終了の通知に対する審査	(略)	
11	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第28項の特定工程終了の通知に対する審査	(略)		11	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第19項の特定工程終了の通知に対する審査	(略)	
12	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項	(略)		12	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項	(略)	

改正後			改正前		
	若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査			若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	
1 3 ～ 2 5	(略)		1 3 ～ 2 5	(略)	
2 6	建築基準法第５５条第２項又は <u>地域再生法（平成１７年法律第２４号）第１７条の４４の規定により読み替えて適用する建築基準法第５５条第４項第２号の規定</u> に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	2 6	建築基準法第５５条第２項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	(略)
2 7 ～ 6 7	(略)		2 7 ～ 6 7	(略)	
6	建築物の確認済証、	(略)	6	建築物の確認済証、	(略)

改正後				改正前			
8	中間検査済証、完了検査済証等に関する証明の交付又は建築計画概要書、 <u>築造計画概要書</u> 、 <u>定期調査報告概要書</u> 、 <u>定期検査報告概要書</u> 、 <u>処分等概要書</u> 、 <u>全体計画概要書</u> 、 <u>指定道路図</u> 若しくは <u>位置指定道路図</u> の写しの交付			8	中間検査済証、完了検査済証等に関する証明の交付又は建築計画概要書若しくは指定道路図の写しの交付		
6	建築物のエネルギー	仕様基準適用住宅に係る確認申請・計画通知の加算手数料	1 件につき、1 の項				
8	消費性能の向上等に		に掲げる手数料のほ				
一	関する法律（平成 2		か、次に定める手数料を納めなければな				
2	7 年法律第 5 3 号。		らない。				
	以下(2)建築基準法関係の表において「建築物省エネ法」という。) 第 1 1 条第 1 項ただし書又は第 1 2 条第 2 項ただし書に規定する特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項		イ 一棟の建築物で住戸の数が 1 の住宅（以下(2)建築基準法関係の表において「一戸建ての住宅」という。）の場合仕様基準適用住宅の床面積の合計が 200m ² 以内のもの 19,000円 200m ² を超えるも				

改正後			改正前			
第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。)に係る建築物(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定に基づき適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。)であつて、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの(以下同表において「仕様基準適用住宅」という。)における建築物に関する確認の申請に対する審査又は計画の通知		の 21,000円 ロ 一戸建ての住宅 以外の住宅の場合 仕様基準適用住宅 の床面積の合計が 300m²以内のもの 34,000円 300m²を超え2,000m²以内のもの 62,000円 2,000m²を超え5,000m²以内のもの 119,000円 5,000m²を超え10,000m²以内のもの の 170,000円 10,000m²を超え25,000m²以内のもの の 308,000円 25,000m²を超え50,000m²以内のもの の 500,000円 50,000m²を超えるもの 881,000円				

改正後				改正前			
	に対する審査						
6 9	建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物（同法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。）が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物の完了検査申請・完了通知の加算手数料	1件につき、4の項又は7の項に掲げる手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。 イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下(2)建築基準法関係の表において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）である場合 (1) 一戸建ての住宅の場合 4,500円 (2) 一戸建ての住	6 9	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下(2)建築基準法関係の表において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物の完了検査申請手数料又は完了通知手数料	1件につき、4の項又は7の項に掲げる手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。

改正後				改正前			
			宅以外の住宅の 場合 床面積の合計が 300m ² 以内のも の 9,000円 300m ² を超え2, 000m ² 以内のも の 19,000円 2,000m ² を超え 5,000m ² 以内の もの 43,000円 5,000m ² を超え 10,000m ² 以内 のもの 78,000 円 10,000m ² を超 え25,000m ² 以 内のもの 125, 000円 25,000m ² を超 え50,000m ² 以 内のもの 189, 000円 50,000m ² を超 えるもの 286, 000円 ロ 住宅建築物以外 の建築物である場				

改正後				改正前			
			<u>合</u> <u>(1) 住宅部分</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のも</u> <u>の 9,000円</u> <u>300m²を超え2,</u> <u>000m²以内のも</u> <u>の 19,000円</u> <u>2,000m²を超え</u> <u>5,000m²以内の</u> <u>もの 43,000円</u> <u>5,000m²を超え</u> <u>10,000m²以内</u> <u>のもの 78,000</u> <u>円</u> <u>10,000m²を超</u> <u>え25,000m²以</u> <u>内のもの 125,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²を超</u> <u>え50,000m²以</u> <u>内のもの 189,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²を超</u> <u>えるもの 286,</u> <u>000円</u> <u>(2) 非住宅部分</u> <u>(省令第1条第</u>				

改正後				改正前			
			<u>1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。)</u> 床面積の合計が <u>300m²以内のもの</u> <u>の 9,000円</u> <u>300m²を超え1,000m²以内のもの</u> <u>の 17,000円</u> <u>1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの</u> (略)				<u>非住宅部分の床面積の合計が</u> <u>300m²以上1,000m²以内のもの</u> <u>17,000円</u> <u>1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの</u> (略)
(3) 屋外広告物関係～(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係 (略)				(3) 屋外広告物関係～(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係 (略)			
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係				(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」とい	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ・ロ (略) ハ イ又はロに定める場合のほかは、1 件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 一戸建ての住宅に係る新築等計画である場合 a <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</u> (以下(7)都市の低炭素	1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表にお	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ・ロ (略) ハ イ又はロに定める場合のほかは、1 件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 一戸建ての住宅に係る新築等計画である場合

改正後				改正前			
	う。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下同表において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査		<u>化の促進に関する法律関係の表において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下同表において「誘導仕様基準」という。)により算出する場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの 21,000円</u> <u>200m²を超えるもの 23,000円</u> b <u>省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「誘導仕様・計算併用法」という。)により算出する場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの 29,000円</u> <u>200m²を超えるもの 32,000円</u> c <u>a又はb以外の場合</u>		いて「エコまち法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下同表において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査		

改正後				改正前			
			000円 <u>300m²を超え2,000m²以内のもの 92,000円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 166,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 232,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 439,000円</u> <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの 740,000円</u> <u>50,000m²を超えるもの 1,342,000円</u> (c) (a)又は(b)以外の場合 (略) b (略) ニ (略)				(b) (a)以外の場合 (略) b (略) ニ (略)
2 ～ 4	(略)			2 ～ 4	(略)		
(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係 (略)				(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係 (略)			
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係				(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係			
番	事務	名称	金額	番	事務	名称	金額

改正後				改正前			
号				号			
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「法」という。）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法と同一の算出方法による場合 (1) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る確保計	1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表において「適合性判定」という。）の申請に対する	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（次項及び3の項において「他の計画記載建築物の場合」という。）

改正後				改正前			
			<u>画である場合</u> a <u>一棟の建築物で住戸</u> <u>の数が1の住宅（以下</u> <u>(9)建築物のエネルギー</u> <u>消費性能の向上等に関</u> <u>する法律関係の表にお</u> <u>いて「一戸建ての住</u> <u>宅」という。）の場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの 6,60</u> <u>0円</u> <u>200m²を超えるもの 7,</u> <u>100円</u> b <u>一戸建ての住宅以外</u> <u>の住宅の場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 12,0</u> <u>00円</u> <u>300m²を超え2,000m²以</u> <u>内のもの 26,000円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²</u> <u>以内のもの 63,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²</u> <u>以内のもの 97,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m</u> <u>²以内のもの 156,000</u> <u>円</u> <u>25,000m²を超え50,000m</u>	審査			

改正後				改正前			
			2 以内のもの 220,000 円 $50,000\text{m}^2$ を超えるもの 347,000円 (2) 住宅建築物以外の建 築物に係る確保計画で ある場合 a 住宅部分 床面積の合計が 300m^2 以内のもの 1 2,000円 300m^2 を超え $2,000\text{m}^2$ 以内のもの 26,000 円 $2,000\text{m}^2$ を超え $5,000\text{m}^2$ 以内のもの 63,000 円 $5,000\text{m}^2$ を超え $10,000\text{m}^2$ 以内のもの 97,000 円 $10,000\text{m}^2$ を超え $25,000\text{m}^2$ 以内のもの 156,000円 $25,000\text{m}^2$ を超え $50,000\text{m}^2$ 以内のもの 220,000円 $50,000\text{m}^2$ を超えるもの 347,000円				

改正後				改正前			
			b 非住宅部分（<u>省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において同じ。</u>） 床面積の合計が <u>300m²以内のもの</u> 12,000円 300m²を超え1,000m²以内のもの 22,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの （略） ロ その他の場合（工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物の場合に限る。） (1) <u>省令第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下同表において「モデル建物基準」という。）</u>による場合				床面積の合計が 300m²<u>以上</u>1,000m²以内のもの 22,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの （略） ロ その他の場合（工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物（<u>以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「工場等」という。）</u>の場合に限る。） (1) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関</u>

改正後				改正前			
			床面積の合計が <u>300m²以内のもの</u> 22,000円 300m²を超え1,000m²以内のもの 32,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略) (2) (1)以外の場合 床面積の合計が <u>300m²以内のもの</u> 26,000円 300m²を超え1,000m²以内のもの 37,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略) ハ イ・ロ以外の場合 (1) <u>住宅建築物に係る確保計画である場合</u> a <u>一戸建ての住宅の場合</u>			<u>係の表において「省令」という。)</u> 第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下同表において「モデル建物基準」という。）による場合 床面積の合計が 300m²<u>以上</u>1,000m²以内のもの 32,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略) (2) (1)以外の場合 床面積の合計が 300m²<u>以上</u>1,000m²以内のもの 37,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略) ハ イ・ロ以外の場合	

改正後				改正前			
			<u>合</u> <u>(a) 省令第1条第1項</u> <u>第2号イ(2)及びロ</u> <u>(2)に規定する基準</u> <u>(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「仕様基準」という。)</u> <u>による場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの 1</u> <u>9,000円</u> <u>200m²を超えるもの</u> <u>21,000円</u> <u>(b) 省令第1条第1項</u> <u>第2号イ(1)及びロ</u> <u>(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準</u> <u>(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「仕様・計算併用法」という。)</u> <u>による場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの 2</u>				

改正後				改正前			
			<u>7,000円</u> <u>200m²を超えるもの</u> <u>30,000円</u> (c) <u>(a)・(b)以外の場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの</u> 3 <u>5,000円</u> <u>200m²を超えるもの</u> <u>39,000円</u> b <u>一戸建ての住宅以外</u> <u>の住宅の場合</u> (a) <u>全ての住戸が仕様</u> <u>基準による場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの</u> 3 <u>4,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの</u> 62,000 <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m</u> <u>2以内のもの</u> 119,00 <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの</u> 170,0 <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの</u> 308,				

改正後				改正前			
			<u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの</u> 500,000円 <u>50,000m²を超えるもの</u> 881,000円 (b) <u>全ての住戸が仕様・計算併用法による場合</u> <u>床面積の合計が300m²以内のもの</u> 52,000円 <u>300m²を超え2,000m²以内のもの</u> 90,000円 <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの</u> 164,000円 <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの</u> 230,000円 <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの</u> 437,000円 <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの</u> 738,000円 <u>50,000m²を超えるもの</u>				

改正後				改正前			
			の 1,340,000円 (c) (a)・(b)以外の場合 合 床面積の合計が 300m²以内のもの 6 9,000円 300m²を超え2,000m² 以内のもの 118,000 円 2,000m²を超え5,000m² 以内のもの 209,00 0円 5,000m²を超え10,000 m²以内のもの 291,0 00円 10,000m²を超え25,00 0m²以内のもの 566, 000円 25,000m²を超え50,00 0m²以内のもの 977, 000円 50,000m²を超えるも の 1,798,000円 (2) 住宅建築物以外の建 築物に係る確保計画で ある場合 a 住宅部分 (a) 全ての住戸が仕様				

改正後				改正前			
			<u>基準による場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの</u> 3 <u>4,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの</u> 62,000 <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²</u> <u>以内のもの</u> 119,00 <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの</u> 170,0 <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの</u> 308, <u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,00</u> <u>0m²以内のもの</u> 500, <u>000円</u> <u>50,000m²を超えるも</u> <u>の</u> 881,000円 (b) <u>全ての住戸が仕</u> <u>様・計算併用法によ</u> <u>る場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの</u> 5 <u>2,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u>				

改正後				改正前			
			<u>以内のもの 90,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 164,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの 230,0</u> <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの 437,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,00</u> <u>0m²以内のもの 738,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²を超えるも</u> <u>の 1,340,000円</u> <u>(c) (a)・(b)以外の場合</u> <u>合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 6</u> <u>9,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 118,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m</u> <u>²以内のもの 209,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u>				

改正後				改正前			
			m^2 以内のもの 291,000円 $10,000\text{m}^2$ を超え25,000 m^2 以内のもの 566,000円 $25,000\text{m}^2$ を超え50,000 m^2 以内のもの 977,000円 $50,000\text{m}^2$ を超えるものの 1,798,000円 b 非住宅部分 (a) モデル建物基準による場合 床面積の合計が300 m^2 以内のもの 93,000円 300 m^2 を超え1,000 m^2 以内のもの 119,000円 1,000 m^2 を超え2,000 m^2 以内のもの～50,000 m^2 を超えるもの (略) (b) (a)以外の場合 床面積の合計が300 m^2 以内のもの 238,000円 300 m^2 を超え1,000 m^2				(1) モデル建物基準による場合 床面積の合計が 300 m^2 以上1,000 m^2 以内のもの 119,000円 1,000 m^2 を超え2,000 m^2 以内のもの～50,000 m^2 を超えるもの (略) (2) (1)以外の場合 床面積の合計が 300 m^2 以上1,000 m^2 以内

改正後				改正前			
			以内のもの 300,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略)				のもの 300,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略)
2	法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	確保計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額	2	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において同じ。）の変更しようとする部分（以下この項において「変更部分」という。）の床面積（算出方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。）の合計が 300m²以内のもの 12,000円 300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、前

改正後				改正前			
							項に掲げる金額に相当する額 ロ その他の場合（工場等の場合に限る。） <u>変更部分の床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 26,000円（モデル建物基準による場合にあっては、22,000円）</u> <u>300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額</u> ハ イ・ロ以外の場合 <u>変更部分の床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 238,000円（モデル建物基準による場合にあっては、93,000円）</u> <u>300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額</u>
3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該	<u>確保計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に</u>	3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該	イ <u>他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分の変更し</u>

改正後			改正前		
法律施行規則 (以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「施行規則」という。) <u>第13条</u> の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更 _{に該当している旨の証明の申請に対する審査}	当証明申請手数料	相当する額	法律施行規則 (<u>平成28年国土交通省令第5号</u> 。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「施行規則」という。) <u>第11条</u> の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更 _{に該当している旨の証明の申請に対する審査}	当証明申請手数料	た部分（以下この項において「<u>変更部分</u>」という。）の床面積の合計が <u>300m²以内のもの 12,000円</u> <u>300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額</u> ロ その他の場合（工場等の場合に限る。） <u>変更部分の床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 26,000円（モデル建物基準による場合にあっては、22,000円）</u> <u>300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額</u> ハ イ・ロ以外の場合 <u>変更部分の床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 238,000円（モデル建物基準による場合にあっては、93,000円）</u>

改正後				改正前			
							300m ² を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額
4	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る性能向上計画である場合 a 一戸建ての住宅の場合	4	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成された法第35条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画である場合 a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

改正後				改正前			
			床面積の合計が 200m²以内のもの・200m²を超えるもの（略） b （略） (2) （略） ロ イに定める場合のほか は、1件につき、次に定 めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る性 能向上計画である場合 a 一戸建ての住宅の場 合 (a) （略） (b) <u>省令第10条第2</u> <u>号イ(1)及びロ(2)又</u> <u>は同号イ(2)及びロ</u> <u>(1)に規定する基準</u> <u>(以下(9)建築物のエ</u> <u>ネルギー消費性能の</u> <u>向上等に関する法律</u> <u>関係の表において</u> <u>「誘導仕様・計算併</u> <u>用法」という。）に</u> <u>よる場合</u> <u>床面積の合計が</u>				<u>する法律関係の表にお</u> <u>いて「一戸建ての住</u> <u>宅」という。）</u>の場合 床面積の合計が 200m²以内のもの・200m² を超えるもの（略） b （略） (2) （略） ロ イに定める場合のほか は、1件につき、次に定 めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る性 能向上計画である場合 a 一戸建ての住宅の場 合 (a) （略）

改正後				改正前			
			<u>200m²以内のもの 2</u> <u>7,000円</u> <u>200m²を超えるもの</u> <u>30,000円</u> (c) (a)・(b)以外の場合 床面積の合計が200m ² 以内のもの・200m ² を を超えるもの (略) b 一戸建ての住宅以外 の住宅の場合 (a) (略) (b) 全ての住戸が誘導 仕様・計算併用法に よる場合 床面積の合計が <u>300m²以内のもの 5</u> <u>2,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 90,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m</u> <u>2以内のもの 164,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの 230,0</u> <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u>				(b) (a)以外の場合 床面積の合計が200m ² 以内のもの・200m ² を を超えるもの (略) b 一戸建ての住宅以外 の住宅の場合 (a) (略)

改正後				改正前			
			0m^2 以内のもの 437,000円 $25,000\text{m}^2$ を超え50,000 m^2 以内のもの 738,000円 $50,000\text{m}^2$ を超えるものの 1,340,000円 (c) (a)・(b)以外の場合 床面積の合計が 300m^2 以内のもの～50,000 m^2 を超えるもの (略) (2) 住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合 a 住宅部分 (a) (略) (b) 全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合 床面積の合計が 300m^2 以内のもの 52,000円 300m^2 を超え2,000 m^2 以内のもの 90,000円 $2,000\text{m}^2$ を超え5,000 m^2 以内のもの 1,340,000円				(b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300m^2 以内のもの～50,000 m^2 を超えるもの (略) (2) 住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合 a 住宅部分 (a) (略)

改正後				改正前			
			2 以内のもの 164, 00 0円 5, 000 m^2 を超え10, 000 m^2 以内のもの 230, 0 00円 10, 000 m^2 を超え25, 00 0 m^2 以内のもの 437, 000円 25, 000 m^2 を超え50, 00 0 m^2 以内のもの 738, 000円 50, 000 m^2 を超えるも の 1, 340, 000円 (c) (a)・(b)以外の場合 合 床面積の合計が300 m^2 以内のもの～50, 000 m 2 を超えるもの (略) b (略)				(b) (a)以外の場合 床面積の合計が300 m^2 以内のもの～50, 000 m 2 を超えるもの (略) b (略)
5	法第31条第1 項の規定に基づ く性能向上計画 の変更の認定の 申請に対する審 査	(略)		5	法第36条第1 項の規定に基づ く性能向上計画 の変更の認定の 申請に対する審 査	(略)	
6	施行規則第28 条の規定に基づ	(略)		6	施行規則第29 条の規定に基づ	(略)	

改正後			改正前		
	く性能向上計画 の変更が軽微な 変更に該当して いる旨の証明の 申請に対する審 査			く性能向上計画 の変更が軽微な 変更に該当して いる旨の証明の 申請に対する審 査	
			7	<u>法第41条第1</u> <u>項の規定に基</u> <u>く建築物エネ</u> <u>ルギー消費性能</u> <u>基準に適合してい</u> <u>る旨の認定の申</u> <u>請（以下(9)建</u> <u>築物のエネルギー</u> <u>消費性能の向</u> <u>上等に関する法</u> <u>律関係の表にお</u> <u>いて「基準適合</u> <u>認定申請」とい</u> <u>う。）に対する</u> <u>審査</u>	<u>建築物エネルギー</u> <u>消費性能基準</u> <u>適合認定申請手</u> <u>数料</u> <u>イ 市長が定める機関によ</u> <u>り作成された法第2条第</u> <u>1項第3号に規定する建</u> <u>築物エネルギー消費性能</u> <u>基準に適合する建築物で</u> <u>あると認める旨の書類そ</u> <u>の他の市長が定める書類</u> <u>が添付されている場合</u> <u>は、1件につき、次に定</u> <u>めるとおりとする。</u> <u>(1) 住宅建築物に係る基</u> <u>準適合認定申請である</u> <u>場合</u> <u>a 一戸建ての住宅の場</u> <u>合</u> <u>床面積の合計が200m²以</u> <u>内のもの 6,900円</u> <u>200m²を超えるもの 7,</u> <u>400円</u> <u>b 一戸建ての住宅以外</u> <u>の住宅の場合</u> <u>床面積の合計が300m²以</u>

改正後	改正前			
				<u>内のもの 12,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²以内のもの 28,000円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 66,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 103,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 165,000円</u> <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの 234,000円</u> <u>50,000m²を超えるもの 368,000円</u> <u>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合</u> <u>a 住宅部分</u> <u>床面積の合計が300m²以内のもの 12,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²以内のもの 28,000円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 66,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 103,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 165,000円</u>

改正後	改正前			
				$\frac{2}{3}$ 以内のもの 165,000 円 $\frac{25,000\text{m}^2}{3}$ を超え50,000m $\frac{2}{3}$ 以内のもの 234,000 円 50,000m $\frac{2}{3}$ を超えるもの 368,000円 b 非住宅部分 床面積の合計が300m $\frac{2}{3}$ 以内のもの 12,000円 300m $\frac{2}{3}$ を超え1,000m $\frac{2}{3}$ 以内のもの 22,000円 1,000m $\frac{2}{3}$ を超え2,000m $\frac{2}{3}$ 以内のもの 35,000円 2,000m $\frac{2}{3}$ を超え5,000m $\frac{2}{3}$ 以内のもの 103,000円 5,000m $\frac{2}{3}$ を超え10,000m $\frac{2}{3}$ 以内のもの 151,000円 10,000m $\frac{2}{3}$ を超え25,000m $\frac{2}{3}$ 以内のもの 198,000 円 25,000m $\frac{2}{3}$ を超え50,000m $\frac{2}{3}$ 以内のもの 239,000 円 50,000m $\frac{2}{3}$ を超えるもの 352,000円 ロ イに定める場合のほか は、1件につき、次に定

改正後	改正前			
				めるとおりとする。 <u>(1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合</u> <u>a 一戸建ての住宅の場合</u> <u>(a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「モデル住宅基準」という。)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準(以下同表において「仕様基準」という。)による場合</u> <u>床面積の合計が200m²以内のもの 20,000円</u> <u>200m²を超えるもの 22,000円</u> <u>(b) (a)以外の場合</u> <u>床面積の合計が200m²以内のもの 37,000</u>

改正後	改正前			
				円 200m²を超えるもの 42,000円 b 一戸建ての住宅以外 の住宅の場合 (a) 全ての住戸がモデル 住宅基準又は仕様 基準による場合 床面積の合計が300m² 以内のもの 37,000 円 300m²を超え2,000m² 以内のもの 66,000 円 2,000m²を超え5,000m² 以内のもの 126,000円 5,000m²を超え10,000 m²以内のもの 181,000円 10,000m²を超え25,000 m²以内のもの 328,000円 25,000m²を超え50,000 m²以内のもの 533,000円 50,000m²を超えるもの 940,000円

改正後	改正前			
				(b) (a)以外の場合 <u>床面積の合計が300m²</u> <u>以内のもの 74,000</u> <u>円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 126,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 222,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの 310,0</u> <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの 604,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,00</u> <u>0m²以内のもの 1,04</u> <u>5,000円</u> <u>50,000m²を超えるも</u> <u>の 1,923,000円</u> (2) <u>住宅建築物以外の建</u> <u>築物に係る基準適合認</u> <u>定申請である場合</u> a <u>住宅部分</u> (a) <u>全ての住戸がモデ</u> <u>ル住宅基準又は仕様</u> <u>基準による場合</u>

改正後	改正前			
				床面積の合計が300m²以内のもの 37,000円 300m²を超え2,000m²以内のもの 66,000円 2,000m²を超え5,000m²以内のもの 126,000円 5,000m²を超え10,000m²以内のもの 181,000円 10,000m²を超え25,000m²以内のもの 328,000円 25,000m²を超え50,000m²以内のもの 533,000円 50,000m²を超えるもの 940,000円 (b) (a)以外の場合 床面積の合計が300m²以内のもの 74,000円 300m²を超え2,000m²以内のもの 126,000円 2,000m²を超え5,000m²以内のもの 181,000円 5,000m²を超え10,000m²以内のもの 236,000円 10,000m²を超え25,000m²以内のもの 328,000円 25,000m²を超え50,000m²以内のもの 533,000円 50,000m²を超えるもの 940,000円

改正後	改正前			
				2以内のもの 222, 000円 5, 000m²を超え10, 000m²以内のもの 310, 000円 10, 000m²を超え25, 000m²以内のもの 604, 000円 25, 000m²を超え50, 000m²以内のもの 1, 045, 000円 50, 000m²を超えるもの 1, 923, 000円 b 非住宅部分 (a) モデル建物基準による場合 床面積の合計が300m²以内のもの 93, 000円 300m²を超え1, 000m²以内のもの 119, 000円 1, 000m²を超え2, 000m²以内のもの 158, 000円 2, 000m²を超え5, 000m²以内のもの 264, 000円

改正後	改正前			
				5,000m²を超え10,000m²以内のもの 339,000円 10,000m²を超え25,000m²以内のもの 415,000円 25,000m²を超え50,000m²以内のもの 482,000円 50,000m²を超えるものの 644,000円 (b) (a)以外の場合 床面積の合計が300m²以内のもの 238,000円 300m²を超え1,000m²以内のもの 300,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの 388,000円 2,000m²を超え5,000m²以内のもの 563,000円 5,000m²を超え10,000m²以内のもの 689,000円 10,000m²を超え25,000m²以内のもの 814,000円

改正後	改正前			
備考 1 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに4の項に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。 2 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる額）を加算した額とする。 (1)・(2) (略) 3 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に				0m²以内のもの 823,000円 25,000m²を超え50,000m²以内のもの 935,000円 50,000m²を超えるもの 1,187,000円
				備考 1 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに4の項に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。 2 性能向上計画の認定の申請に法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる額）を加算した額とする。 (1)・(2) (略) 3 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認

改正後	改正前
<u>係る適合性判定申請手数料、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料の額は、複合建築物の住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。</u> 4 消防関係・5 その他共通関係 (略)	定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び<u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、複合建築物の住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。</u> 4 消防関係・5 その他共通関係 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。